

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年9月1日に記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

私は、昭和18年4月に、開業したB事業所に就職し、その後、19年4月頃に、A事業所へ転勤となり、20年8月まで同事業所において勤務した。

しかし、A事業所において勤務した期間のうち、女子に厚生年金保険が適用された昭和19年10月以降の申立期間について、厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていたはずであるが、当該期間の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に勤務することとなった経緯や勤務期間等に係る申立人の供述は鮮明かつ具体的である上、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和19年10月1日に被保険者資格を取得し、20年9月1日に被保険者資格を喪失した記録が確認できる同僚は、申立人のことを記憶しており、「私は、申立期間当時、職員の給与関係を担当していたが、申立人を含めてC局及び事務局の職員は全員、厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除していた。申立人や他の同僚などのD業務従事者は、終戦（昭和20年8月15日）当時まで勤務していた。」と供述しているところ、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、前述のD業務従

事者であったとされる同僚が19年10月1日に被保険者資格を取得し、20年9月1日に被保険者資格を喪失した記録が確認できることなどから判断すると、申立人が申立期間においてA事業所で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認される。

一方、日本年金機構E事務センターによれば、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿は、戦災で焼失した後、復元された名簿であると回答している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったと認めるのが相当であり、かつ、A事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78条）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から41年10月22日まで

日本年金機構から、脱退手当金の受給確認に係る通知を受け取ったが、私は脱退手当金の制度について全く知らず、脱退手当金の請求手続を行ったことや、脱退手当金を受け取ったことも無い。

調査の上、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の期間に申立人が勤務しているA事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされず、未請求となっているが、当時の裁定請求書には、公的年金の加入歴を記載することとされており、申立人が「当時、厚生年金保険に加入していたことについて認識していたかどうかは憶えていないが、A事業所は規模の大きい会社で、きちんとした会社であったというイメージが今も残っている。」旨述べていることを踏まえると、申立人が当該事業所を失念して請求するとは考え難い。

また、申立人に係る脱退手当金は、B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和41年10月22日）から、約1年2か月経過した後に支給決定されている上、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後で管理されている女性29人のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者が二人確認でき、うち一人に脱退手当金の支給記録が確認できるが、当該同僚は、「私は脱退手当金を受給しているが、会社から脱退手当金についての説明を受けておらず、脱退手当金を初めて

知ったのは、公共職業安定所で失業保険の手続をしたときである。脱退手当金をもらったのは、失業手当をもらった後なので、会社を退職してから2年後くらいであり、脱退手当金の請求手続は自分で行った。」と供述していることなどから判断すると、B事業所が申立人の委任に基づいて、脱退手当金の代理請求を行ったとは考えがたい。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年6月1日まで

A事業所の関連会社であるB事業所に勤務していた昭和41年に、A事業所が同社C出張所を開設することとなり、同年4月1日付けで所長として異動するよう命じられた。同年6月の営業開始までの期間は準備期間としてA事業所において継続して勤務した。当該期間に係る被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、複数の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できること、B事業所の役員の供述及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA事業所の関連会社であるB事業所及びA事業所に継続して勤務し（昭和41年4月1日にB事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和41年6月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日がD健康保険組合の健康保険の加入記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和41年6月1日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年3月は17万円、同年4月から同年6月までの期間については26万円、同年7月から同年9月までの期間については24万円、同年10月は26万円、同年11月から14年6月までの期間については30万円、同年7月は28万円、同年8月から15年6月までの期間については30万円、同年7月から同年9月までの期間については24万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月については28万円、16年1月から同年3月までの期間については17万円、同年4月については26万円、同年5月については20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を上記の額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月から16年7月まで

A事業所に勤務していた期間のうち、平成13年3月から16年7月までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録において確認できる標準報酬月額が給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であること

から、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、申立人から提出されたA事業所における給料明細書（平成14年2月の分及び同年4月から16年6月までの分）及びA事業所から提出された申立人の申立期間に係る給与明細から判断すると、申立期間のうち13年3月から16年5月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給料明細書及び給与明細から判断すると、申立期間のうち平成13年3月は17万円、同年4月から同年6月まで期間については26万円、同年7月から同年9月までの期間については24万円、同年10月は26万円、同年11月から14年6月まで期間については30万円、同年7月は28万円、同年8月から15年6月までの期間については30万円、同年7月から同年9月までの期間については24万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月については28万円、16年1月から同年3月までの期間については17万円、同年4月については26万円、同年5月については20万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給料明細書及び給与明細において推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、前述の給料明細書及び給与明細において確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成16年6月については、前述の給料明細書及び給与明細において、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

また、平成16年7月については、申立人は、給料明細書等の関連資料を所持しておらず、前述の給与明細において、同年7月に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について記載されていないことから、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額の保険料が申立人の給与から控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成16年6月及び同年7月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案698

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、昭和43年5月1日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、上記期間を除く期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から61年2月21日まで

A事業所で勤務していた昭和36年10月1日から61年2月21日までの期間における標準報酬月額について、年金事務所が記録する標準報酬月額は、実際の給与支給額に見合った標準報酬月額より低く記録されている。

実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人から提出されたA事業所が昭和43年5月24日に発行した同年5月分のものと推認される給料精算書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録において確認できる同年5月の標準報酬月額よりも高いことが確認できるとともに、オンライン記録における同年5月前後の申立人の標準報酬月額の推移及び申立人から提出された発行日の特定できない5枚の給料精算書において確認できる報酬月額等から判断すると、申立期間のうち、43年5月から同年9月までの期間については、オンライン記録において確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高額な厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

しかしながら、申立人は、A事業所における自身の職務内容について、「入社当初から、経理全般、社会保険事務の担当責任者であり、社員の標準報酬月額の算定及び月額変更届を提出した後、社会保険事務所（当

時) から送付されてきた標準報酬決定通知書、標準報酬改定通知書について、届出をした金額と通知書等に記載されている金額の確認は私が行っていた。また、昭和 46 年以降は、会社の役員でもあった。」と供述していること、及び複数の同僚も申立人の当該供述を裏付ける供述をしていることなどから判断すると、申立人は、当該期間において、当該社会保険及び給与計算に係る事務に関与していたと認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間のうちの当該期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 2 申立期間のうち、前述の昭和 43 年 5 月から同年 9 月までの期間を除く期間については、申立事業所に確認しても、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額等を確認できる賃金台帳等資料は保管されておらず、申立人から提出された前述の 43 年 5 月 24 日発行の給料精算書以外の 5 枚の給料精算書については発行時期が特定できないことなど、申立内容を裏付ける関連資料等は確認できない。

また、オンライン記録において、申立人及び当時の同僚の標準報酬月額並びにその変遷について確認したが、申立人の標準報酬月額が、他の同僚と比べて著しく低額、又は不自然に減額されている等の事情は見当たらない上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録とも一致している。

さらに、当時の同僚、役員及び現在の代表取締役等に照会しても、申立内容を裏付ける供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうちの当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年8月まで

申立期間当時、A事業所（現在は、B事業所）の社長宅に住み込み、家事の手伝い等の雑務全般に従事しており、社長からは、私を厚生年金保険に加入してくれていると聞いていた。

申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出のあった申立期間に係る被保険者標準報酬決定通知書（昭和45年8月1日現在及び46年8月1日現在）には、A事業所に係る事業所別被保険者名簿において、当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者全てが掲載されているところ、同通知書において申立人の氏名等は確認できない上、当時の事業主の子で現在の事業主及び役員は、「当時の賃金台帳等の一部は保管されているが、申立人の氏名が確認できないなど、申立人の当社における勤務事実が確認できない。」、「申立人が私どもの自宅でお手伝い等として働いていたことは覚えている。しかし、A事業所の社員としては、在籍していなかったのではないか。」と各々供述するなど、申立人が申立期間当時、申立事業所の社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料や供述は得られない。

また、申立人は、「申立期間当時、A事業所の事務所で働いたことは無かった。私と同様、社長宅に住み込み、家事の手伝い等に従事していた同僚もいなかった。」と供述している上、申立人がA事業所の経理等を担当していたとする同僚3人は既に死亡しており、当時の状況を聴取することができず、A事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間当時

に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚11人から供述が得られたが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間を含む昭和45年2月9日から46年9月1日までの厚生年金保険被保険者の資格取得者の中に、申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番も無い上、申立人のA事業所における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の給与から、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月22日から63年3月初旬まで
年金記録によると、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が、昭和57年12月2日から62年12月22日までとされているが、63年3月初旬まで同社に在籍していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「申立人は、昭和62年12月21日に退職しており、申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」としているところ、同社から提出された申立人に係る昭和62年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、退職日は昭和62年12月21日と記載されており、同年12月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当時の事業主は、「申立人は、昭和62年12月21日に退職し帰省した。申立人の健康保険の被扶養者であった母親の健康保険被保険者証がなかなか送付されてこなかったため、資格喪失の手続が遅れた。健康保険被保険者証が届いてからは、すぐに資格喪失の手続をした。」と回答しているところ、オンライン記録において、申立人の母親が健康保険の被扶養者であったこと及び申立人の資格喪失に係る処理が昭和63年4月18日に行われていることが確認できるとともに、A事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は、「昭和62年12月22日」と記載されており、備考欄に「遅延理由 遠隔地被保険者証の回収に手間取ったため」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録によると、離職日は、昭和62年12月21日となっており、オンライン記録上の資格喪失日

と符合しているなど、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できない。

加えて、申立人は、「昭和56年頃から63年3月初旬まで、B事業所に向向していた。」と供述していることから、申立人が記憶するB事業所の同僚一人に照会したところ、回答が得られたが、申立人が同社に勤務していた期間を具体的に特定する供述は得られない上、申立期間において、申立人のB事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、A事業所において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和62年12月22日から平成元年3月6日までの期間に、被保険者の資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、申立人の資格喪失日が遡及訂正されるなどの不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月25日まで

私は、前勤務先を昭和43年9月に退職し、その翌月又は翌々月に、A事業所に正社員として入社した。入社当初より給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和44年3月25日になっていることに納得いかない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、既に解散しており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、解散当時の事業主に照会したものの、「申立人は確かに当社に在籍していたが、当時の資料は廃棄済みのため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除を確認できる関連資料等は得られない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等へ照会を行ったが、申立人が勤務していた期間を具体的に特定する供述、及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者原票によれば、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和42年5月1日から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した44年3月25日までの期間における厚生年金保険被保険者資格の取得者の中に、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。